

吉國內閣法制局長官の「わが国の国土が侵され国民の生命等が侵されることがないようする」答弁の論理構成等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十二月十四日

小 西 洋 之

参議院議長伊達忠一殿

(

)

吉國內閣法制局長官の「わが国の国土が侵され国民の生命等が侵されることがないようにす

る」答弁の論理構成等に関する質問主意書

一 政府は、いわゆる昭和四十七年政府見解の作成要求がなされた昭和四十七年九月十四日の参議院決算委員会での吉國內閣法制局長官の答弁「政策論として申し上げていいわけではなくて、第九条の解釈として自衛のため必要な措置をとり得るという説明のしかた——先ほど何回も申し上げましたが、その論理では、わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする、そのないようにするというのは非常に手前の段階で、昔の自衛権なり生命線なんていう説明は、そういう説明でございましたけれども、いまの憲法で考えられておりますような自衛というのは最小限度の問題でございまして、いよいよ日本が侵されるという段階になつて初めて自衛のための自衛権が発動できるという、自衛のための措置がとり得るということでございますので、かりにわが国と緊密な関係にある国があつたとして、その国が侵略をされたとしても、まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動はそれないと、これは私ども政治論として申し上げていいわけでなくして、憲

法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけでございます。」のうち、「わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする」の箇所について、平成二十七年八月十日付内閣法制局作成による政府見解において、昭和四十七年政府見解における「この(1)及び(2)の基本的な論理と(3)の結論を区分することなく一体として述べているもの」としているが、この答弁の全体の論旨からなぜそのような理解ができるのか、論理的に説明されたい。

二 前記「一」の吉國內閣法制局長官の答弁は、我が国に対する外国の武力攻撃が発生しない限り我が国は武力の行使が許されず、それ故に、限定的な集団的自衛権行使を含むあらゆる集団的自衛権行使が違憲であることを法理として示すものであると理解してよいか。そのような理解が正しくないのであれば、具体的な理由を論理的に示されたい。

三 前記「一」の吉國內閣法制局長官の答弁中「いよいよ日本が侵されるという段階になつて初めて自衛のための自衛権が発動できるという、自衛のための措置がとり得るということでございます」、「かりにわが国と緊密な関係にある国があつたとして、その国が侵略をされたとしても、まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからい

たしまして、集団的自衛のための行動はそれないと、これは私ども政治論として申し上げて いるわけでなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考へておるわけでござります。」との箇所は、限定的な集団的自衛権行使を含むあらゆる集団的自衛権行使が違憲であることを法理として示すものであると理解してよい。そのような理解が正しくないのであれば、具体的な理由を論理的に示されたい。

右質問する。

